



令和3年4月発行

独立行政法人

北方領土問題対策協会 電話 011-205-6121  
札幌事務所 ☎ 0120-404-251

〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目2番地2 札幌センタービル16階

融資のご案内

<https://www.hoppou.go.jp/activity/loan/finance.html>

借入資格の承継について

<https://www.hoppou.go.jp/activity/loan/succession.html>

融資のご案内

借入資格の承継について

強い声  
返還つなぐ  
絶やすまい



## 北対協の融資制度のあらまし

北方地域(歯舞群島・色丹島・国後島及び択捉島)は、歴史的にみても国際法に照らしてみても疑う余地のない我が国固有の領土です。しかし、昭和20年8月、旧ソ連軍により占領されて以来、我が国の施政権が妨げられているという特殊な状態が現在も続いている。

このため、北方地域で暮らしていた元居住者や漁業を営んでいた旧漁業権者は、現在もなお島々で生活することはもちろん、その周辺海域において漁業を営むこともできない困難な状況におかれています。

当協会の融資は、このような立場における元居住者や旧漁業権者の方々に対し、「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」に基づき低利な資金を融通し、漁業をはじめとする事業や生活の安定を図ることを目的としています。

今日、元居住者等の方々の高齢化が進みその生活基盤も次世代の子や孫に依存せざるを得ない状況にあることから、平成8年10月には、生計を維持している子等の方へ借入資格を譲る「生前承継」が創設されました。

平成20年4月には、元居住者の居住要件の一部が緩和され、また生前承継要件を満たしていたにもかかわらず、不測の事態により手続きをとることなく亡くなられた方の資格についても「死後承継」が可能となりました。

さらに平成31年4月には、生計維持や生活安定等の一定の要件を満たすことにより新たに配偶者を含めた複数名に承継が可能となりました。

これからも当協会の融資業務が、元居住者や旧漁業権者の方々の生活の安定に引き続き貢献することにより、一日も早い北方領土問題の解決に向け、返還運動を推進している元居住者等の方々の活動を支える一翼を担いたいと念願しております。

本店所在地	金融機関名
札幌市	北洋銀行
札幌市	北海道銀行
旭川市	旭川信用金庫
網走市	網走信用金庫
森町	渡島信用金庫
帯広市	帯広信用金庫
北見市	北見信用金庫
釧路市	釧路信用金庫
根室市	大地みらい信用金庫
伊達市	伊達信用金庫
苫小牧市	苫小牧信用金庫
江差町	道南うみ街信用金庫
浦河町	日高信用金庫
滝川市	北門信用金庫
札幌市	北海道信用金庫
留萌市	留萌信用金庫
稚内市	稚内信用金庫

## 委託金融機関は 下記の本支店です。

(注:修学・生活資金は協会へ直接お申し込み下さい。)

詳しくはホームページもご参照下さい。 <https://www.hoppou.go.jp/>

本店所在地	金融機関名
富山市	北陸銀行
東京都	三井住友信託銀行
富山市*	東日本信漁連(旧富山県信漁連)
八戸市	青い森信用金庫
由利本荘市	羽後信用金庫
高岡市	高岡信用金庫
氷見市	氷見信用金庫
弘前市	東奥信用金庫
魚津市	にいかわ信用金庫

# ご利用いただける方 (借入資格者)

詳しくは北対協まで  
お問い合わせ下さい

## 1 元居住者

- ① 昭和20年8月15日(終戦時)まで引き続き6ヶ月以上、北方地域に生活の本拠を有していた方  
上記の子であって
- ② 昭和20年8月15日以前6ヶ月未満の期間内に北方地域で出生し、かつ引き続き同日まで北方地域にいた方
- ③ 昭和20年8月15日後に北方地域で出生した方

## 2 旧漁業権者

- ① 終戦時に北方地域において専用漁業権に基づき漁業を営む権利を有していた方
- ② 終戦時に入漁権に基づき漁業を営む権利を有していた方(根室管内漁協の組合員)
- ③ 終戦時に旧漁業法の免許を受けていた方、またはその貸付を受けていた方(法人の場合はその構成員または出資者たる個人)

## 3 旧漁業権者からの死後承継者

- ② の借入資格者が亡くなられた後に資格を承継された方

配偶者・父母・子のうちお一人のみに承継が可能です。  
ただし、その中に①または②の借入資格者がいないことが条件となります。

## 4 生前承継者

生前の①～③の借入資格者から資格を承継された方

借入資格者の生計維持等の要件を満たす配偶者・子・孫または子若しくは孫の配偶者に承継が可能です。  
ただし、その中に①～③の借入資格者がいないことが条件となります。

## 5 死後承継者

平成8年10月以降に生前承継手続きをとることなく亡くなられた①または③の借入資格者から資格を承継された方

亡くなられた資格者の生計維持等の要件を満たした方に承継が可能です。その中に①～③の借入資格者がいないことが条件となります。また、亡くなれた時期により承継が可能な方及び承継の要件が異なります。北対協にご確認ください。

## 事業に必要な資金

資金の種類	限度額	償還期限
漁業資金	所要額の9割以内 6,000万円	20年
主な使途： 漁船の建造・取得・改造・機関換装、機器の設置、漁具の購入等		
農林資金	所要額の9割以内 3,500万円	15年
主な使途： 農地・牧野の取得、改良、農舎等の設置、家畜の購入、農機具の購入等		
商工資金	所要額の9割以内 3,000万円	15年
主な使途： 工場・店舗等の設置、機械等の購入等		
経営資金	800万円	3年
主な使途： 漁業・農林・商工の運転資金		

## 生活に必要な資金

資金の種類	限度額	償還期限
生活資金	生活維持資金 40万円	5年
	医療費、入学金 物品購入資金等 120万円	6年
	特認 250万円	
介護・福祉費用	300万円	10年
住宅資金	所要額の9割以内 3,000万円	30年
主な使途： 補修、増改築、中古住宅購入、新築住宅の建設・購入、これらに附随する土地取得		
修学資金	高校／年額 31万8千円	20年
	大学等／年額 63万円	お借入金額により 異なります
主な使途： 子又は同居の孫の修学資金 (高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院・専修学校)		

\* 卒業時まで毎年継続借入が可能(年額×在学年数)で償還は卒業後となります。  
\* お申し込みは修学者お二人までです。

### ● 保証人は必ずお一人以上必要となります。\*

\* 保証協会等は利用できません。また、事業に必要な資金をご利用の場合は、保証人の手続き等で時間が要することがございます。ご注意ください。

申込窓口は、資金使途によりそれぞれ北対協・漁協・農協・金融機関に分かれます。(漁協・農協の組合員の方は各組合へお問い合わせ下さい。)

千島会館の専用パソコンで札幌事務所の融資担当者とのオンラインによる各種相談ができます。

会館住所 根室市大正町2丁目12番地

時 間 平日9時から16時30分まで(土日祝日を除く)

※ 業務の都合により千島会館の担当職員が外出する場合がございます。(事前にフリーダイヤルで予定をご確認願います。)